

中部大学硬式野球部規約

制定 1967（昭和 42）年 4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学硬式野球部」と称する。

（目的）

第 2 条 本団体は、野球を通じて技術の向上や部員同士の親睦を図り、健康な身体ならびに人間力を磨き、高潔なる人格を育て社会に出るための素養を習得することを目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 野球の基本技術・応用技術の修得および体力強化。
- (2) 愛知大学野球連盟主催の春季・秋季リーグ戦等への参加。
- (3) 他チームとのオープン戦等、他大学学生及び他団体との交流。
- (4) 地域等貢献活動。
- (5) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動。

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、主将（キャプテン）、副主将（副キャプテン）、主務及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 7 条 本団体には、顧問（部長、監督）を置く。ただし、必要がある場合は、その他の顧問（副部長、コーチ）を置くことができる。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第 9 条 会計年度は原則、1 月から 12 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第 10 条 入部希望者は、顧問にその旨を伝え、規約・規則等の説明を受け、誓約したうえで入部願を提出する。

第 11 条 退部を希望する部員は、顧問にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 12 条 役員である者が退部する場合は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

（規約の変更）

第 13 条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

（総会）

第 14 条 毎年度初めに総会を開催し、会計、役員等に関して承認を行う。ただし、役員、顧問が必要とする場合は、年度初め以外の時期に臨時で総会を開催することができる。

第 15 条 承認には部員の半数以上の賛成を必要とする。

（事故防止の義務）

第 16 条 本団体の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

（罰則等）

第 17 条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 8 条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

（規約以外の規則）

第 18 条 本団体に規約以外の規則を定めることができる。

附 則

本規約は、中部工業大学硬式野球部として、1967 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。